

# 令和3年度定期監査の結果報告書

令和5年1月

沖縄県監査委員

## 目 次

### <財務・事務に関する事項>

第1	監査の概要	1
第2	監査の結果	7
第3	監査所見	11
第4	部局別の指摘事項	
	【各部局共通】	14
	【総務部】	16
	【環境部】	17
	【子ども生活福祉部】	17
	【農林水産部】	18
	【商工労働部】	19
	【文化観光スポーツ部】	20
	【土木建築部】	20
	【企業局】	21
	【病院事業局】	21
	【教育庁】	22

### <工事に関する事項>

第1	監査の概要	23
第2	監査の結果及び所見	24

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

## ＜財務・事務に関する事項＞

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和3年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。
- (2) 監査実施期間
  - ア 実地監査 令和4年1月12日から同年8月26日まで
  - イ 書面監査 令和4年1月14日から同年10月24日まで

#### 2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。
- (2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。
- (3) 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。

#### 3 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- (1) 未収金の債権管理について
- (2) 備品の適正な管理について

#### 4 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

- (1) 実地監査  
監査実施機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。
- (2) 書面監査  
監査実施機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

## 別表 1

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	7	7	7	0
総 務 部	17	17	17	0
企 画 部	9	9	9	0
環 境 部	6	6	5	1
子ども生活福祉部	21	21	21	0
保 健 医 療 部	19	19	14	5
農 林 水 産 部	43	43	41	2
商 工 労 働 部	15	15	14	1
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土 木 建 築 部	23	23	23	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	9	9	7	2
病 院 事 業 局	9	9	9	0
教 育 庁	102	102	38	64
警 察 本 部	49	49	43	6
事務局・委員会	8	8	8	0
合 計	348	348	267	81

※令和3年度定期監査は、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、監査実施機関の一部を実地監査から書面監査に変更して実施した。

別表 2

実地監査の実施機関及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日	
知事 公室	本庁各課	令和4年5月24～25日 " 8月9日	子 ども 生 活 福 祉 部	身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	令和4年3月3日	
	消防学校	" 2月18日 " 4月19日		計量検定所	" 3月4日 " 5月20日	
				平和祈念資料館	" 3月11日 " 5月30日	
総 務 部	本庁各課	令和4年6月1～3日 " 8月19日	保 健 医 療 部	本庁各課	令和4年6月7～10日 " 8月16日	
	総務事務センター	" 6月22日、24日		北部食肉衛生検査所	" 2月1日	
	宮古事務所各課	" 4月19～20日		看護大学	" 2月7日 " 3月8日	
	八重山事務所各課	" 4月21～22日		総合精神保健福祉 センター	" 2月17日	
	東京事務所	" 5月18日		中央食肉衛生検査所	" 3月3日	
	自治研修所	" 3月11日 " 5月26日		衛生環境研究所	(書面監査) 令和4年6月13日	
	名護県税事務所	" 4月26日		農 林 水 産 部	本庁各課	令和4年7月19～22日 " 8月22日
	コザ県税事務所	" 4月13日 " 6月9日			北部農林水産振興 センター各課	" 2月22日、24～25日
	那覇県税事務所	" 4月14日 " 6月22日			宮古農林水産振興 センター各課	" 5月10～13日 " 7月14日
	自動車税事務所	" 7月7日			八重山農林水産振興 センター各課	" 5月12～13日、18～19日
企画部 本庁各課	令和4年5月24～27日 " 7月20日	農業研究センター	" 3月8日 " 5月24日			
環境部 本庁各課	令和4年5月26～27日 " 8月3日	農業研究センター 名護支所	" 3月2日			
子 ども 生 活 福 祉 部	本庁各課	令和4年7月5～8日 " 8月17日	農業研究センター 宮古島支所		" 3月15日 " 7月14日	
	北部福祉事務所	" 2月15日 " 4月27日	農業研究センター 石垣支所		" 3月17日	
	中部福祉事務所	" 2月16日 " 4月14日	畜産研究センター		" 3月17日 " 5月13日	
	南部福祉事務所	" 2月22日 " 4月21日	森林資源研究センター		" 3月2日 " 5月13日	
	宮古福祉事務所	" 3月16日	水産海洋技術センター	" 3月8日 " 5月30日		
	八重山福祉事務所	" 3月18日	水産海洋技術センター 石垣支所	" 3月18日		
	女性相談所	" 3月1日	中央卸売市場	" 3月18日 " 6月9日		
	若夏学院	" 3月2日	中央家畜保健衛生所	" 3月3日 " 5月26日		
	中央児童相談所	" 4月13日 " 6月8日	家畜改良センター	" 2月16日		
	コザ児童相談所	" 4月13日 " 6月13日				

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日	
農林水産部	病虫害防除技術センター	令和4年3月4日	出納事務局		令和4年6月24日 " 8月2日	
	中部農業改良普及センター	" 3月9日		企業局	本庁各課	令和4年7月5～6日 " 8月8日
	南部農業改良普及センター	" 3月4日			石川浄水管理事務所	" 2月24日
	農業大学校	" 4月26日			西原浄水管理事務所	" 2月25日
	中部農林土木事務所	" 3月15～16日 " 5月31日	水質管理事務所		" 2月24日	
	南部農林土木事務所	" 4月14～15日 " 6月8日	病院事業局	本庁各課	令和4年7月19～20日 " 8月16日	
	南部林業事務所	" 3月8日		北部病院	" 6月21～22日	
	栽培漁業センター	" 3月1日		中部病院	" 6月13～15日	
商工労働部	本庁各課	令和4年6月13～15日 " 8月24日		南部医療センター・こども医療センター	" 6月28～30日	
	工業技術センター	" 3月10日 " 5月12日		精和病院	" 6月16～17日	
	工芸振興センター	" 1月12日		宮古病院	" 6月21～22日	
	具志川職業能力開発校	" 3月9日	八重山病院	" 6月16～17日		
	浦添職業能力開発校	" 3月15日	教育庁	本庁各課	令和4年6月7～10日 " 8月17日	
文化観光スポーツ部	本庁各課	令和4年5月31日～6月3日 " 8月24日		国頭教育事務所	" 2月1日	
	博物館・美術館	" 3月9日 " 5月24日		中頭教育事務所	" 2月14日 " 4月19日	
土木建築部	本庁各課	令和4年7月11～15日 " 8月22日		那覇教育事務所	" 1月26日 " 4月21日	
	北部土木事務所	" 2月17～18日 " 4月27日		島尻教育事務所	" 1月28日	
	中部土木事務所	" 3月15～16日 " 5月31日		宮古教育事務所	" 3月11日	
	南部土木事務所	" 4月14～15日 " 6月22日		八重山教育事務所	" 3月17日 " 7月4日	
	宮古土木事務所	" 4月19～20日		辺土名高等学校	" 2月2日	
	八重山土木事務所	" 4月21～22日 " 7月4日		北山高等学校	" 2月2日	
	下地島空港管理事務所	" 4月21日		名護高等学校	" 1月13日 " 3月17日	
	下水道事務所	" 4月27日	具志川高等学校	" 1月25日		

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
教 育 庁	与勝高等学校	令和4年1月25日	警 察 本 部	本部各課	令和4年6月28～7月1日 " 8月5日
	読谷高等学校	(書面監査) " 4月14日		豊見城警察署	" 2月8日
	球陽高等学校	" 1月27日 " 3月15日		糸満警察署	" 2月8日
	普天間高等学校	" 1月26日		与那原警察署	" 2月9日
	陽明高等学校	" 1月12日		沖縄警察署	" 2月10日
	宮古高等学校	" 3月10日		うるま警察署	" 2月17日
	南部農林高等学校	" 1月13日		石川警察署	" 2月18日
	美来工科高等学校	" 1月27日		名護警察署	" 2月15日 " 5月20日
	浦添工業高等学校	" 1月12日 " 4月26日		本部警察署	" 3月1日
	宮古工業高等学校	" 5月18日		宮古島警察署	" 5月17日
	具志川商業高等学校	" 1月26日 " 3月17日	議会事務局	令和4年5月31日 " 7月22日	
	中部商業高等学校	" 2月1日	監査委員事務局	令和4年4月27日	
	浦添商業高等学校	" 2月2日 " 5月12日	人事委員会事務局	令和4年6月10日 " 8月26日	
	南部商業高等学校	(書面監査) 令和4年4月26日	労働委員会事務局	令和4年4月22日 " 7月15日	
	名護商工高等学校	" 1月13日 " 3月17日	選挙管理委員会	令和4年5月24日 " 7月20日	
	やえせ高等支援学校	(書面監査) 令和4年4月26日	海区漁業調整委員会事務局	令和4年7月22日 " 8月22日	
	陽明高等支援学校	" 1月12日	内水面漁場管理委員会事務局	令和4年7月22日 " 8月22日	
	与勝緑が丘中学校	" 1月25日	収用委員会事務局	令和4年7月11日 " 8月22日	
	球陽中学校	" 1月27日 " 3月15日			

- 注：1 監査実施機関は、令和4年4月1日現在で表記している。看護大学は令和4年4月1日から公立大学法人となっている。
- 2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

別表 3

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
環境部	動物愛護管理センター
保健医療部	北部保健所 中部保健所 南部保健所 宮古保健所 八重山保健所
農林水産部	海洋深層水研究所 家畜衛生試験場
商工労働部	大阪事務所
企 業 局	久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
教 育 庁	総合教育センター 県立図書館 埋蔵文化財センター 離島児童生徒支援センター 本部高等学校 宜野座高等学校 石川高等学校 前原高等学校 嘉手納高等学校 美里高等学校 コザ高等学校 北谷高等学校 北中城高等学校 宜野湾高等学校 西原高等学校 浦添高等学校 首里高等学校 首里東高等学校 那覇国際高等学校 那覇高等学校 真和志高等学校 那覇西高等学校 小禄高等学校 開邦高等学校 南風原高等学校 豊見城高等学校 豊見城南高等学校 知念高等学校 向陽高等学校 糸満高等学校 久米島高等学校 八重山高等学校 北部農林高等学校 中部農林高等学校 八重山農林高等学校 美里工業高等学校 那覇工業高等学校 沖縄工業高等学校 南部工業高等学校 八重山商工高等学校 那覇商業高等学校 沖縄水産高等学校 泊高等学校 宮古総合実業高等学校 沖縄盲学校 沖縄ろう学校 名護特別支援学校 美咲特別支援学校 はなさき支援学校 大平特別支援学校 島尻特別支援学校 西崎特別支援学校 宮古特別支援学校 八重山特別支援学校 泡瀬特別支援学校 桜野特別支援学校 鏡が丘特別支援学校（浦添分校を含む） 那覇特別支援学校 那覇みらい支援学校 森川特別支援学校 沖縄高等特別支援学校 中部農林高等支援学校 南風原高等支援学校 開邦中学校
警察本部	警察学校 那覇警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 八重山警察署

## 第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に行われているが、その一部については是正又は改善を要するものが認められたことから、指摘事項として掲記する。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

### 1 財務に関する事項

#### (1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算執行何に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	八重山事務所総務課 交通政策課 北部病院 教育庁総務課 浦添商業高等学校 読谷高等学校 (6機関)
不経済な支出を行っていたもの	1	那覇県税事務所 (1機関)
計	2	(7機関)

#### (2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったもの	3	財政課 土木総務課 道路街路課 (3機関)
調定に係る事務が適正でなかったもの	1	アジア経済戦略課 (1機関)
収納に係る事務が適正でなかったもの	1	都市計画・モノレール課 (1機関)
調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの (各部局共通)	1	宮古農林水産振興センター農林水産整備課 文化振興課 北部土木事務所 南部土木事務所 八重山土木事務所 (5機関)
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	13	税務課 管財課 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 環境整備課 保護・援護課 青少年・子ども家庭課 障害福祉課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 中央児童相談所 コザ児童相談所 農政経済課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 (24機関)
督促状を発行していなかったもの	2	中部土木事務所 中頭教育事務所 (2機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	病院事業経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院 (7機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	3	宮古事務所総務課 中部福祉事務所 宮古農林水産振興センター農林水産整備課 (3機関)
計	25	(46機関)

## (3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかったもの (各部局共通)	1	地域保健課 農地農村整備課 宮古農林水産振興センター農林水産整備課 マーケティング戦略推進課 観光振興課 スポーツ振興課 都市公園課 (7機関)
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	子育て支援課 農政経済課 中小企業支援課 議会事務局 (4機関)
支出事務が適正でなかったもの	2	水産課 企業局経理課 (2機関)
支払が遅延していたもの	1	財政課 (1機関)
給与が過不足払いとなっていたもの	6	コザ県税事務所 八重山農林水産振興センター農林水産整備課 都市公園課 北部病院 中部病院 八重山病院 (6機関)
給与の支払が遅延していたもの	1	八重山事務所県税課 (1機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	1	東京事務所 (1機関)
報酬・報償費が不足払いとなっていたもの	2	職員厚生課 中部病院 (2機関)
計	15	(24機関)

## (4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	水産海洋技術センター 浦添商業高等学校 精和病院 八重山農林高等学校 (4機関)
契約事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	宮古農林水産振興センター農林水産整備課 宮古土木事務所 配水管理課 宮古病院 中部病院 那覇教育事務所 南部商業高等学校 (7機関)
計	2	(11機関)

## (5) 工事に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
積算を誤っていたもの	2	M I C E 推進課 施設建築課 (2機関)
計	2	(2機関)

## (6) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
公有財産の管理が適正でなかったもの	1	森林管理課 (1機関)
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの (各部局共通)	1	平和祈念資料館 地域保健課 中央家畜保健衛生所 文化振興課 空港課 都市公園課 首里城復興課 那覇みらい支援学校 (8機関)
公有財産の管理について手続が適正でないもの	3	農業研究センター 中央卸売市場 南部商業高等学校 (3機関)
備品の管理が適正でなかったもの (各部局共通)	1	消防学校 管財課 看護大学 文化振興課 南部土木事務所 (5機関)
備品台帳の管理が適正でなかったもの	2	農業研究センター ものづくり振興課 (2機関)
備品の処分手続が適正でなかったもの	1	中央家畜保健衛生所 (1機関)
備品貸付けの手続が適正でなかったもの	2	中部農林土木事務所 産業政策課 (2機関)
備品の利活用がなされていないもの	1	産業政策課 (1機関)
切手等の管理が適正でなかったもの	1	障害福祉課 (1機関)
計	13	(24機関)

## (7) その他

指摘の内容	件数	機関名
出納員以外の者に出納業務をさせていたもの	1	離島児童生徒支援センター (1機関)
計	1	(1機関)

## 2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
勤務管理等が適正でなかったもの	1	南部福祉事務所 (1機関)
計	1	(1機関)

### 3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部 局 名	財務に関する事項								事務に関する事項	合計		
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他	計		R3	R2	増減
知 事 公 室								0		0	1	△ 1
総 務 部	1	4	5					10		10	5	5
企 画 部								0		0	0	0
環 境 部		1						1		1	2	△ 1
子ども生活福祉部		4				1		5	1	6	6	0
保 健 医 療 部								0		0	5	△ 5
農 林 水 産 部		3	2			6		11		11	9	2
商 工 労 働 部		4				3		7		7	7	0
文化観光スポーツ部					1			1		1	0	1
土 木 建 築 部		6	1		1			8		8	7	1
出 納 事 務 局								0		0	0	0
企 業 局			1					1		1	0	1
病 院 事 業 局		1	4					5		5	8	△ 3
教 育 庁		1				1	1	3		3	8	△ 5
警 察 本 部								0		0	0	0
事務局・委員会								0		0	0	0
各 部 局 共 通	1	1	2	2		2		8		8	4	4
合計	R3	2	25	15	2	2	13	1	60	1	61	
	R2	0	23	20	6	0	8	1	58	4	62	
増 減		2	2	△ 5	△ 4	2	5	0	2	△ 3	△ 1	

### 第3 監査所見

財務に関する事務の執行等については、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。

指摘事項の中には、予算執行伺を行っていないもの、支出負担行為が遅れているもの、給与の過不足払いがあったもの、予定価格調書を作成していないもの、公有財産台帳等に登記していないものなど、基本的な誤りについて繰り返し指摘されている事項が多く含まれていた。

また、複数の部局で国庫補助金の繰越や実績報告等の手続において誤った金額を報告したため、本来、国から交付される補助金の受入れができず、一般財源や翌年度の国庫補助金を充当する事案が発生した。

これらの事項は、事務処理マニュアルの活用やチェックが適切に行われていれば、避けることができたものと思われる。

事務の執行に当たっては、各職員が財務関係法規等を遵守し、それぞれの職責を適切に果たす必要がある。また、職員の個人的な経験や能力に関わらず、事務を適正、効率的かつ効果的に継続して遂行できるようにするためには、マニュアルやチェック体制の整備、階層別研修の充実など組織的に対応する必要がある。加えて、内部統制制度を有効に活用し、財務事務の現状を点検、評価するとともに、不断に必要な改善を行うことにより、リスクの発現を未然に防止できる体制を構築していただきたい。

#### 1 予算事務の適正化について

予算執行伺は契約を締結する段階の準備行為を行う際の承認手続であり、予算執行伺には必要事項を適切に記載するとともに、適時に決裁を受け、執行予定額を超過することのないよう執行状況の管理を徹底していただきたい。

#### 2 収入事務の適正化について

##### (1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は29億4,912万円で、前年度より12億3,475万円（29.5%）減少している。特別会計の収入未済額は31億8,037万円で、前年度より1億4,348万円（4.3%）減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は15億9,921万円で、前年度より1,855万円（1.2%）増加している。

収入未済額については、縮減に向けた対策が進められているが、依然として多額であるため、その縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から重要な課題であ

る。収入未済額については、発生防止の方策の検討や滞納者の実態把握に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権管理を行うとともに、関係機関等との連携強化を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続きその縮減と発生防止に努めていただきたい。

## (2) 国庫補助金の受入れの遅延等について

自主財源の乏しい本県においては事業実施のための財源として国庫補助金等の受入事務は重要である。しかしながら、繰越や実績報告等の事務処理が適正でなかったため、本来、国から交付される補助金の受入れができず、一般財源や翌年度の国庫補助金を充当する等の事例が見られた。

国庫補助金に関する事務は全庁共通の事務であり、それに誤りが生じた場合、県の財政に大きく影響し、県行政への信頼を損ねることになる。当該事案の発生要因を分析し、所要額を適時、確実に受け入れることができるよう、進捗管理の徹底、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

## 3 支出事務の適正化について

### (1) 支出負担行為について

支出負担行為が大幅に遅れていたもの、契約期間終了後に支出負担行為を行っていたもの、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

支出負担行為は、県が支払の義務を負う行為であり、支出命令に先行して必ず行うべき別個の行為として法定されたものである。また、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）第55条で契約を締結するとき等に支出負担行為を行うこと、第57条で支出負担行為の合議、第58条で支出負担行為の合議の審査、第76条で支出負担行為の確認について、それぞれ定めている。

支出負担行為を行う職員については、手続の遅れ等が財務事務の重大な不備につながりかねないことを十分に認識させるとともに、厳正な取扱いが図られるよう繰り返し指導していただきたい。

### (2) 給与の支出事務について

職員手当について、10件9名で合計1,060,137円の過不足払い（過払額433,716円、不足払額626,421円）、給与の支払遅延（56,042円）があった。

職員手当の支給に当たっては、誤りが起きやすいケースなど指摘内容の分析、チ

ェックリストの作成、研修機会の確保等、効果的な対策を講じていただきたい。

#### 4 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していなかったもの、予定価格調書の金額が誤っていたもの、見積書の徴取が適正でなかったもの、合理的な理由もなく分割して随意契約を締結していたもの等があった。

関係法令、財務規則等に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 5 工事の積算について

工事における積算額を誤ったため、適正な入札が実施されず、再度の入札を行い、当初の入札において落札した業者との契約を解除したものがあつた。チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

#### 6 財産管理の適正化について

公有財産台帳や備品台帳に登録していなかったもの、備品の所在が不明となつていたもの、備品の貸付けの手続が行われていなかったもの等があつた。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

## 第4 部局別の指摘事項

### 【各部局共通】

#### 1 財務に関する事項

##### [予算]

##### (1) 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

ア 財務規則に基づき必要な予算執行伺を行わずに予算を執行しているものがあった。

- ・総務部（八重山事務所総務課）
- ・企画部（交通政策課）
- ・病院事業局（北部病院）

イ 予算執行伺の執行予定額を上回る支出をしていた。

- ・教育庁（総務課）

ウ 予算執行伺の執行予定額に誤って1桁少ない金額を記載していた。

- ・教育庁（浦添商業高等学校）

エ 予算執行伺に執行予定額を記載していなかった。

- ・教育庁（読谷高等学校）

##### [収入]

##### (1) 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

調定又は納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延していたものがあった。

- ・農林水産部（宮古農林水産振興センター農林水産整備課）
- ・文化観光スポーツ部（文化振興課）
- ・土木建築部（北部土木事務所、南部土木事務所、八重山土木事務所）

##### [支出]

##### (1) 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れていたもの、契約期間終了後に行っていたものがあった。

- ・保健医療部（地域保健課）
- ・農林水産部（農地農村整備課、宮古農林水産振興センター農林水産整備課）
- ・商工労働部（マーケティング戦略推進課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課、スポーツ振興課）
- ・土木建築部（都市公園課）

##### (2) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

財務規則において会計課長への合議が必要とされる支出について、合議がなされていないものがあった。

- ・子ども生活福祉部（子育て支援課）
- ・農林水産部（農政経済課）
- ・商工労働部（中小企業支援課）
- ・議会事務局

## [契 約]

### (1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

- ア 予算執行伺の執行予定額が1件100万円以上の場合は予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。
  - ・農林水産部（水産海洋技術センター）
  - ・教育庁（浦添商業高等学校）
  
- イ 予算執行伺の執行予定額を上回る金額で予定価格調書が作成されていた。
  - ・病院事業局（精和病院）
  - ・教育庁（八重山農林高等学校）

### (2) 契約事務が適正でなかったもの

- ア 見積書の徴取時期又は徴取数が適正でなかった。
  - ・土木建築部（宮古土木事務所）
  - ・病院事業局（宮古病院）
  - ・教育庁（南部商業高等学校）
  
- イ 見積書と異なる金額で契約を締結していた。
  - ・企業局（配水管理課）
  
- ウ 合理的な理由もなく分割して随意契約を締結していた。
  - ・農林水産部（宮古農林水産振興センター農林水産整備課）
  
- エ 契約期間満了後に工期の延長契約を行っていた。
  - ・病院事業局（中部病院）
  
- オ 消耗品の購入に係る書類（見積書、納品書、検査調書）について、不適切な日付の修正を行っていた。また、納品書の日付が検査調書の納入月日及び検査日の事後となっていた。
  - ・教育庁（那覇教育事務所）

## [財 産]

### (1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

- ア 工事及び用地買収により取得した財産について、公有財産台帳への登記が行われていなかった。
  - ・子ども生活福祉部（平和祈念資料館）
  - ・農林水産部（中央家畜保健衛生所）
  - ・土木建築部（空港課、都市公園課、首里城復興課）
  - ・教育庁（那覇みらい支援学校）
  
- イ 公有財産台帳に工作物の取得額を誤って3桁多く登記していた。
  - ・農林水産部（中央家畜保健衛生所）
  
- ウ 公有財産台帳に財産を二重登記していた。
  - ・文化観光スポーツ部（文化振興課）

- エ 公有財産台帳から財産を誤って削除していた。  
 ・保健医療部（地域保健課）

**(2) 備品の管理が適正でなかったもの**

- ア 重要備品が所在不明となっていた。  
 ・知事公室（消防学校）  
 ・総務部（管財課）  
 ・土木建築部（南部土木事務所）

- イ 耐用年数を経過していない物品が所在不明となっていた。  
 ・保健医療部（看護大学）  
 ・文化観光スポーツ部（文化振興課）

**【総務部】**

**1 財務に関する事項**

**[予 算]**

**(1) 不経済な支出を行っていたもの**

無償修理が可能なリース期間内に車両の修繕を行わなかったことにより、修繕料（2件 242,041円）を支払っていた。（那覇県税事務所）

**[収 入]**

**(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの**

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	(円、%)				
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和3年度	142,107,939,780	140,242,983,958	121,778,597	1,756,846,368	98.7
令和2年度	135,847,956,819	132,940,503,841	125,514,246	2,884,647,582	97.9
対前年度比	104.6	105.5	97.0	60.9	—

（税務課、各県税事務所、宮古及び八重山事務所県税課、自動車税事務所）

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
イ 土地貸付料	44,423,825円	6.1%	△0.9%	（管財課）

**(2) 国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったもの**

沖縄振興特別推進交付金(ソフト交付金)において、令和3年度分の国への実績報告及び請求事務の一部が適正に行われていなかった。（財政課）

**(3) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの**

証紙収納簿に登記していないものがあつた。（宮古事務所総務課）

**[支 出]**

**(1) 給与が不足払いとなっていたもの**

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、臨時的任用職員としての任用期間が加味されておらず、140,548円の不足払いとなっていた。（コザ県税事務所）

(2) 給与の支払が遅延していたもの

臨時的任用職員の給与56,042円が支給日から5日遅れて支給されていた。

(八重山事務所県税課)

(3) 報酬が不足払いとなっていたもの

附属機関の委員への報酬について、61,920円の不足払いとなっていた。

(職員厚生課)

(4) 支払が遅延していたもの

加除式図書を追録の購入(10件 合計1,019,892円)において、支払が1年以上遅れていた。

(財政課)

(5) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

郵便切手の購入に係る支出において、予算執行伺で指定した職員以外の者に資金を前渡していた。

(東京事務所)

【環境部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
行政代執行に係る求償費用	85,045,638円	99.0%	10.0%

(環境整備課)

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額又は前年度より増加しているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	185,038,488円	59.0%	△7.2%
(保護・援護課、北部、中部、南部及び八重山福祉事務所)			
イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	88,017,923円	41.8%	△3.5%
(青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)			
ウ 児童福祉施設負担金	33,872,196円	71.1%	23.2%
(青少年・子ども家庭課、障害福祉課、各福祉事務所、各児童相談所)			

(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

証紙収納簿が作成されていないものがあつた。

(中部福祉事務所)

[財 産]

(1) 切手等の管理が適正でなかったもの

レターパックプラスの残数が、郵便切手受払簿と現物で一致しなかった。

(障害福祉課)

2 事務に関する事項

(1) 勤務管理等が適正でなかったもの

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっているものがあつた。

(南部福祉事務所)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	247,687,258円	91.4%	△8.6%
			(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	31,995,969円	90.3%	△5.1%
			(水産課)

(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

漁港使用料について沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号）に定められた時期より遅れて証紙を収納していた。

(宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

[支 出]

(1) 支出事務が適正でなかったもの

内水面漁場管理委員会の委員への旅費について、職員の私費による支払が行われているものがあつた。

(水産課)

(2) 給与が不足払いとなっていたもの

育児休業を取得した会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、育児休業期間中の除算率を誤ったため、55,495円の不足払いとなっていた。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

[財 産]

(1) 公有財産の管理が適正でなかったもの

保安林指定の解除により普通財産となった土地について、貸付契約が締結されないまま土地を使用させていた。また、当該財産に係る経緯、現況等を把握するための資料が整理されていなかった。

(森林管理課)

(2) 公有財産の管理について手続が適正でないもの

ア 外灯ポールの取替及び設置において、公有財産規則等に基づく手続を行って  
なかった。 (中央卸売市場)

イ 自動販売機の設置に当たり、貸付契約に係る決裁を受けていなかった。

(農業研究センター)

(3) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

備品台帳の取得価格を消費税抜きの金額で登記しているものがあつた。

(農業研究センター)

(4) 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

使用場所が与勝地下ダム事務所とされている備品 (取得価格2,412,945円) につ  
いて、貸付けの手続がなされていなかった。 (中部農林土木事務所)

(5) 備品の処分手続が適正でなかったもの

乾式臨床化学分析装置 (取得価格1,995,000円) の処分の際、物品管理課長の決  
裁を受けていなかった。 (中央家畜保健衛生所)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	2,560,152,048円	86.3%	△4.1%
			(中小企業支援課)
イ 建物明渡訴訟に係る損害金	36,525,000円	100.0%	0.0%
			(企業立地推進課)
ウ 国際物流拠点産業集積地域那覇地区			
損害金等諸収入	49,987,440円	30.2%	△1.5%
			(企業立地推進課)

(2) 調定に係る事務が適正でなかったもの

那覇空港貨物ターミナル株式会社からの株式配当金について、本来非課税である  
所得税分1,531,500円が控除された額で調定していた。 (アジア経済戦略課)

[財産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

おきなわ工芸の杜で使用予定の備品の一部について、備品台帳への登記が行われ  
ていなかった。 (ものづくり振興課)

(2) 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

使用場所として外部機関等が登記されている備品99点（取得価格111,272,961円）の貸付けの手続が確認できなかった。（産業政策課）

(3) 備品の利活用がなされていないもの

平成23年度から平成28年度までに行われた事業において取得した備品（取得価格合計272,168,500円）について、事業終了後に活用されないまま維持経費が支払われ、令和3年度には1,852,183円を支出していた。（産業政策課）

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[工 事]

(1) 積算を誤っていたもの

沖縄コンベンションセンター展示棟受変電設備改修工事において積算の誤りがあったため、適正な入札が実施されず、再度の入札を行うこととなった。

このため、当初の入札において落札した業者との契約を解除する必要が生じ、本来なら支払う必要の無い3,869,791円を支出することとなった。

(M I C E 推進課)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	443,746,434円	8.1%	△10.7%（住宅課）
イ 県営住宅駐車場使用料	31,672,479円	9.4%	△1.7%（住宅課）

(2) 督促状を発行していなかったもの

港湾施設使用料(宜野湾港マリーナ)について、納入期限到来後11ヶ月以上経過しているが督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていないものがあつた。

(中部土木事務所)

(3) 国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったもの

ア 沖縄振興公共投資交付金事業(市町村事業)に係る令和2年度から令和3年度への繰越手続において、繰越額を過少に算出し国に報告していたため、同交付金127,310,787円の入金ができず、一般財源から支出していた。

(土木総務課、道路街路課)

イ 沖縄振興公共投資交付金事業に係る令和元年度から令和2年度への繰越手続の一部が適正に行われていなかったため、同交付金87,269,805円の入金が令和4年3月となっていた。（道路街路課）

**(4) 収納に係る事務が適正でなかったもの**

都市モノレール建設事業資金貸付金について、平成29年3月に請求すべきであった償還金1,776,563円を令和4年3月に請求していた。また、これ以外に過年度分の請求を行っていないものがあった。(都市計画・モノレール課)

**[支 出]**

**(1) 給与が過払いとなっていたもの**

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、在職期間が支給要件を満たさない職員に支給したため、55,495円の過払いとなっていた。(都市公園課)

**[工 事]**

**(1) 積算を誤っていたもの**

県営赤道団地建替工事(第1期・建築2工区)において積算の誤りがあったため、適正な入札が実施されず、再度の入札を行うこととなった。(施設建築課)

**【企業局】**

**1 財務に関する事項**

**[支出]**

**(1) 支出事務が適正でなかったもの**

不動産鑑定士への報酬の支払に当たって、所得税を源泉徴収せずに支払っていた。(経理課)

**【病院事業局】**

**1 財務に関する事項**

**[収 入]**

**(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの**

令和3年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より18,545,609円(1.2%)増加し1,599,211,214円となっていた。(病院事業経営課、各県立病院)

**[支 出]**

**(1) 給与が過不足払いとなっていたもの**

手当の支給について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、職員Aについては155,899円の過払い、職員Bについては92,770円の不足払いとなっていた。(北部病院)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、職員Aについては110,815円、職員Bについては36,529円それぞれ不足払いに、職員Cについては期末手当で141,692円の過払い、勤勉手当で190,264円の不足払いとなっていた。(中部病院)

ウ 期末手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、80,630円の過払いとなっていた。(八重山病院)

(2) 報償費が不足払いとなっていたもの

報償費の支給に当たって、勤務した時間数を誤ったため、71,500円の不足払いとなっていた。  
(中部病院)

【教育庁】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 督促状を発行していなかったもの

住居手当の過払いによる返納について、納入期限到来後6ヶ月以上督促状が発行されず、滞納整理表も作成されていなかった。  
(中頭教育事務所)

[財産]

(1) 公有財産の管理について手続が適正でないもの

バックネットの撤去について、公有財産規則に基づく用途廃止及び処分の手続を行っていなかった。  
(南部商業高等学校)

[その他]

(1) 出納員以外の者に出納業務をさせていたもの

財務規則で定められた者以外の者に出納員の業務をさせていた。

(離島児童生徒支援センター)

## <工事に関する事項>

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和3年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても監査の対象とした。
- (2) 監査実施期間 令和4年8月26日から同年9月30日まで

#### 2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 監査実施機関 土木建築部6機関、農林水産部4機関、企業局1機関の計11機関の20工事を対象として監査を実施した。

#### (2) 監査実施状況

監査実施機関	監査実施期日	工事名
施設建築課	令和4年9月9日 " 9月13日 ～9月14日	沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）新築工事（建築） 高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築1工区） 県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事（建築1工区）
北部土木事務所	令和4年9月2日 " 9月7日	国道449号道路改良工事（本部北道路R1-1工区） 屋部川河道掘削工事（R3-1）
中部土木事務所	令和4年8月26日 " 8月30日 ～8月31日	県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その2） 幸地インター線道路改良工事（R2-2） 県道37号線屋慶名橋補修工事（R2）
南部土木事務所	令和4年9月22日 " 9月28日 ～9月29日	東風平大橋補修工事（R1-2） 南部管内交差点改良工事（R2-1工区） R2南部東道路交通安全施設設置工事
八重山土木事務所	令和4年9月15日 " 9月20日	石垣空港線道路改良工事（R2-1工区）
下水道事務所	令和4年9月1日 " 9月6日	那覇浄化センター最終沈殿池築造工事（1工区）
北部農林水産振興センター	令和4年9月2日 " 9月8日	真喜屋地区土砂崩壊防止工事（R1線）
中部農林土木事務所	令和4年8月26日 " 8月30日	平安名4期地区地すべり対策工事（R2-1）
南部農林土木事務所	令和4年9月27日 " 9月30日	中山・志堅原地区貯水池工事（R2） 雄樋川2期地区畑地かんがい施設工事（R2-1）
八重山農林水産振興センター	令和4年9月15日 " 9月21日	石垣漁港第15突堤及び道路護岸（3）整備工事（R3） 川原地区農地保全施設整備工事（R2）
企業局建設課	令和4年9月1日 " 9月6日	海水淡水化センター中央監視制御設備工事（その3）

### 3 監査の着眼点

監査に当たっては、監査対象工事の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われているか、特に、計画、設計、契約、施工、検査等の各段階において、適正かつ安全に行われているかを着眼点として監査を実施した。

### 4 監査の実施方法

監査は、関係書類や現地の確認、担当職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

技術面からの監査については、工事技術調査業務を委託し、委託先の技術士の調査結果を参考として実施した。

## 第2 監査の結果及び所見

各機関の工事については、おおむね適正に行われているが、その一部については是正又は改善を要するものが認められたことから、次のとおり指摘事項として掲記する。

今後とも、法令遵守等を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

### 1 設計・施工・検査等で改善を要するもの

(1) 幸地インター線道路改良工事（R 2 - 2）において、当初設計の地盤改良対象土量等に誤りがあったため、変更後の契約金額が当初の61.0%増となっていた。今後は適正な設計となるよう精査を確実に実施し、工事を発注する必要がある。

（中部土木事務所）

(2) 県道37号線屋慶名橋補修工事（R 2）において、工事開始前の河川管理者との工法協議が漏れていたため工法に変更が生じ、変更後の契約金額が当初の48.7%増となっていた。工事の重要な事項については、事前に関係者と十分に協議を行う必要がある。

（中部土木事務所）

(3) 那覇浄化センター最終沈殿池築造工事（1工区）において、工事現場の排水が、水質汚濁防止法に定められた基準の範囲内となっているか測定せずに排出されていた。今後は法令の基準に適合しているか測定し、排水を行う必要がある。

（下水道事務所）

(4) 平安名4期地区地すべり対策工事（R 2 - 1）において、当初設計に必要な機材等の計上が漏れていたことが、契約金額の増額変更の一因となっていた。今後は適正な設計となるよう精査を確実に実施し、工事を発注する必要がある。

（中部農林土木事務所）

### 2 安全・安心への配慮が必要なもの

(1) 屋部川河道掘削工事（R 3 - 1）において、出水時や津波時の対応が特記仕様書に規定されていなかった。また、荒天時の中止基準が施工計画書に明示されていないものがあつた。今後、県は出水時等の対応について、作業員や資機材等の退避などの適切な防災措置の内容を特記仕様書に定めるとともに、受注者に中止基準を施工計画書に明示するよう指導する必要がある。

（北部土木事務所）

- (2) 那覇浄化センター最終沈殿池築造工事（1工区）において、手すりの未設置や開口部の養生漏れなど、事故につながる状態であったことが月に1度受注者が実施する社内パトロールで指摘されていた。日常的な管理の中で、県及び受注者は事故の未然防止に努める必要がある。  
（下水道事務所）
- (3) 沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）新築工事（建築）、高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築1工区）、県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事（建築1工区）、那覇浄化センター最終沈殿池築造工事（1工区）において、県は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項に基づく「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後は複数の請負工事を混在・並行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。  
（施設建築課、下水道事務所）
- (4) 真喜屋地区土砂崩壊防止工事（R1線）において、現場は斜面地であり、工期には出水期が含まれているため、台風や豪雨の際には警戒が必要であるが、特記仕様書や施工計画書に、荒天時の留意点や工事中止基準が示されていなかった。今後は特記仕様書に適正に記載するとともに、受注者に施工計画書への記載を指導する必要がある。  
（北部農林水産振興センター）
- (5) 平安名4期地区地すべり対策工事（R2-1）において、鋼管杭打設について、削孔液を使用しなくても孔壁が保持されることを計算書で確認しないまま、空堀により施工していた。また、施工計画書において、鋼管杭打設や汚濁防止膜設置の作業に係る安全管理上必要な図面の作成と作業手順の事前検討が不十分であった。今後は工法の安全性の確認や事前の安全管理の検討を徹底する必要がある。  
（中部農林土木事務所）